大江地区 工場構内通行ルール

大江工場 環境・安全部

1. 大江地区 構内通行共通ルール

- ・構内では道路交通法に従うとともに、本ルールに記載の事項を遵守して安全通行に努めること
- ・本ルールは道路交通法および「愛媛工場 道路交通規則」、「愛媛工場 道路交通規則実施要領」に準じて作成した。
- (1)車両(自動車、バイク、自転車)に関するルール
 - ① 構内制限速度30km/h以下
 - ② 目的地以外立入禁止
 - ③ 車内及び車上喫煙厳禁
 - ④ カーオーディオ使用禁止
 - ⑤ 積載3t車以上は東門より入場すること
 - ⑥ 構内道路ではUターン禁止
 - プドライブレコーダー搭載車は電源OFFもしくはカバーをかけること (無人搬送車の運転管理に使用するドライブレコーダーについては、工場則「大江工場 立入りおよび撮影規程」 により、そのデータを別途管理する)
 - ⑧ 車窓より通門証などを視認できない自動車、ブレーキの無い自転車、およびキックボードの構内運転禁止
 - ⑨ 車両(自動車、バイク、自転車)は他の車両を追い越してはならない ただし、前車が自転車、フォークリフト等 特に遅い速度で進行中の場合、対向車線に歩行者、車両等の通行がなく安全を確保できる場合はこの限りでない
 - ⑩ 横断歩道、道路の曲り角附近、通路および入退場で特に混雑する道路上ならびに標識等で指定された徐行区間においては前文に関わらず追い越し禁止
- (2) 自転車に関するルール
 - ① 車道左端を通行すること
 - ② 正門詰所前緑レーンでは、
 - ・歩行者を優先させ、接触しないように徐行すること
 - ・大江正門来客用Pスペースに車が停車している場合は、車道側に大きくはみ出さず、徐行して通ること
 - ③ 自転車運転時はヘッドホン付音響機器、およびイヤホン等使用禁止
 - ④ 駐車場内では自転車等軽車両の運転禁止
- (3)歩行者に関するルール
 - ① 歩行中、携帯電話、スマートフォン、ヘッドホン付音響機器、およびイヤホン等使用禁止
 - ② 構内では走らないこと
 - ③ 並列歩行は禁止
 - 4 植樹の間などから分離帯や花壇、土壇を乗り越えて道路に進入しないこと
 - ⑤ 歩行者は「歩道」等の表示や指示がある場合、道の左側を歩行することができる

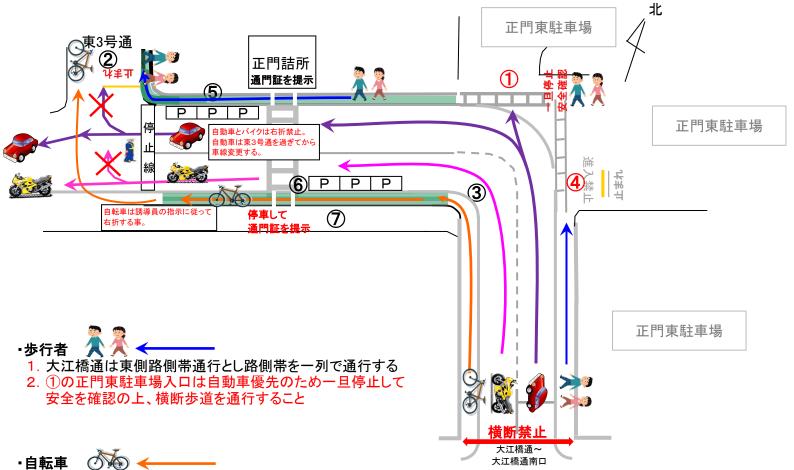
2. 大江地区正門、大江橋通ルール

自動車、バイク、自転車、歩行者共通ルール

- ・横断歩道のない場所での横断は禁止
- ・大江橋通では自動車、バイクはそれぞれ追い越し、追い抜き共に禁止
- ・大江橋通では自動車、バイクは自転車を追い抜くことは可(追い越しは禁止)
- ※追い越し…進路を変えて(車線変更して)、追い付いた車両等の側方を通過し、かつ、当該車両等の前方に出ること ※追い抜き…進路変更を伴うことなく、追い付いた車両等の側方を通過し、当該車両等の前方に出ること
- 3. 大江地区正門入構時ルール【正門混雑緩和対策(年間を通し全ての午前7時~午前8時)】 (時間の基準は大江橋通東駐車場内電波時計に従うこと)
 - ・大江橋通南口より東3号通入口までを規制対象とする
 - ・南1号通~北1号通の間の東3号通は自転車を除く車両通行禁止
 - ・誘導員の指示がある場合はそれに従うこと
 - ・大江正門からの退場を禁止する

(歩行者に限り正門の警備消防課の許可を取って安全確認の上退場可)

- (タクシー等の商用車についても、同様に7:00~8:00の間は大江橋通から構外への退場禁止)
- ・規制時間内であっても、緊急車両等特別な事情により警備消防課が許可する場合は、東門からの退場を認める (事前に警備消防課大江正門へ連絡し許可を受け、東門にて通門証の確認を受け退場すること)
- ※警備消防課 大江正門連絡先 内線5327 外線37-1150 大江東門連絡先 内線5225



- 1. 大江橋通は西側路側帯通行とし路側帯を一列で通行すること
- 2. ③のカーブ以降は、⑦の緑レーンを通行する
- 3. 正門詰所前停止線で停車して自転車に乗ったまま正門警備員へ通門証を提示し、確認を受ける。その後、周囲の 安全確認を行い、徐行で発進し入場する
- ※通門証は安全かつ簡単に提示できるよう事前に準備しておくこと(準備しながら運転する「ながら運転」は禁止) ※下車しての提示でも可とするが、その場合、後続車の通行を邪魔しない安全な場所で停車し、下車すること
- 4. 誘導員の指示に従い南1号通一時停止線で一時停止、もしくは周囲の安全を確認のうえ徐行して通行する
- 5. 通門証の無い車両は南側空きスペース⑦部分に停車してから正門詰所で記帳し、許可を得て入構する

・バイク

- **バイク ()** 1. 大江橋通は西側車線を一列で通行する
- 2. ③のカーブ以降は、緑レーンと中央線の間を通行する
- 3. 正門詰所前停止線で一時停止してバイクに乗ったまま正門警備員へ通門証を提示し、確認を受ける。その後、 周囲の安全確認を行い、徐行で発進し入場する
- ※通門証は安全かつ簡単に提示できるよう事前に準備しておくこと (準備しながら運転する「ながら運転」は禁止) ※バイクを下車する場合は後続車の通行を邪魔しない安全な場所で停車し、下車すること
- 4. 誘導員の指示に従い南1号通一時停止線で一時停止、もしくは周囲の安全を確認してから徐行して通行する
- 5. ②の東3号通への右折禁止
- 6. 受付車両は入場側のPエリア⑥に停車してから正門詰所で記帳する

自動車



- 1. 大江橋通は東側車線の中央寄りを通行する
- 2. ①正門東駐車場入口は、自動車優先としているが、正門東駐車場入場者は歩行者に注意し大江橋通に入ったら すぐ徐行し、駐車場入口に進入する
- 3. 正門東駐車場入口は①のみ、出口は④のみとし、逆からの進入禁止
- 4. 正門側へ入場する車両は予め大江橋通で左折合図を出し、周辺の車両・歩行者へ知らせる
- 5. 正門側へ入場する車両は正門詰所前停止線で一時停止して正門警備員へ通門証を提示し、確認を受ける その後、周囲の安全確認を行い、徐行で発進し入場する
- ※通門証は安全かつ簡単に提示できるよう事前に準備しておくこと (準備しながら運転する「ながら運転」は禁止)
- 6. 誘導員の指示に従い南1号通一時停止線で一時停止、もしくは周囲の安全を確認してから徐行して通行する
- 7. ②の東3号通への右折禁止 東3号通を通過してから左車線へ進路変更すること
- 8. 受付車両は入場側のPエリア与に停車してから正門詰所で記帳する
- 9. 歩行者の正門東駐車場への出入りは①または④の端を通って行なうこ
- 10. 従業員家族の送迎車両は正門東駐車場の空きスペースに駐車することができる。8時まで待機して④から出ること

いかなる車両も7:00~8:00の間は大江橋通から構外への退場厳禁

4. 大江地区駐車場入退場ルール

【入場時】

大江地区工場構内駐車場への入場ルートは以下図の通りとする

【退場時】

構内各仮駐車場利用者は退勤時、構内ルールを順守していれば、朝と違うルートを走行可 7:00~8:00の間以外は構内退出者(自動車、バイク、自転車、歩行者)優先 正門東駐車場利用者は停止線 から順に並んで前方の安全が確認できるまで待つこと

